編集後記

◇ この第８巻第２号は須藤繁氏の「情報技術の進歩と学会活動」と題する巻頭言をいただき、６報の記事を収載して発行することができました。ご多忙の中、ご執筆下さった須藤繁氏に感謝申し上げます。巻頭言において須藤氏は、前竹島委員長時代の公正取引委員会（公取）は『少人数の陣容でホームページの活用により旺盛な情報発信を行い、世論を味方に付けている稀有な独立行政機関である・・。』ことを指摘しておられます。公取のこうした姿勢は内閣から独立した自由かつ公正な市場の番人としての独禁法上の役割に起因するものであり、そのことは社会で取り扱われる化学物質の適正な管理に対して化学物質総合管理庁という一元的な独立行政機関が必要であるという星川欣孝らの指摘に相通ずるところがあります。言い換えると、公正取引の確保も化学物質の適正な管理も、取締法で一定の基準を定めて取締ればよいというのでなく、様々な取引や化学物質管理を包括的に監視する独立行政機関を設置し、時代の変化に応じて柔軟に対応できる包括的な法制度の整備が民主的な世界の常識であるということです。

◇ また、本号には化学物質総合管理に関する企業と政府機関の活動評価に関する結城命夫らの報文が２報収載されました。結城氏らの報文は日本の様々な企業や化学物質に関連する政府機関の化学物質管理能力を化学物質総合管理の観点から評価したものであり、それによると、企業の管理能力は業種によっても同一業種内であっても極めて幅が広く、一方、政府機関の管理能力は企業に比べて概して劣位であります。このような由々しき実態は取締法による長年の縦割り規制法群がもたらした弊害であり、今後ますます進展するグローバル時代に適切に対応できなくなることが危惧され、関係者の活発な現状分析と意見交換がさらに切望される現状であります。（Ｙ．Ｈ．）